平成２１年（フ）第４７３号
千葉県船橋市行田１丁目23番27号　ウィステリアⅢ―202号
債務者　平野　佳子（旧姓杉村）
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４８３号
千葉市若葉区小倉台４丁目20番12号　エステートピアアキバ301号
債務者　前田　伸枝
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５０２号
千葉県習志野市鷺沼台４丁目４番12号カーサエスペランサ202号
債務者　伊藤　敏郎
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５２１号
千葉市若葉区千城台東４丁目１番５棟406号
債務者　栗山　俊憲
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５２７号
千葉市稲毛区黒砂１丁目19番８号
債務者　遠藤　房江
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５４０号
千葉県市川市広尾１丁目８番15―301号　セザール南行徳
債務者　浪岡　三生
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５４４号
千葉市中央区旭町７番７号　カーサ旭202号
債務者　藤田　勇
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５４９号
千葉県船橋市金杉８丁目９番25―707号
債務者　菅原佐智子（旧姓宮上・北澤）
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５６２号
千葉市花見川区花見川２―12―208、住民票上の住所千葉県八街市大関264番地107
債務者　三浦　久子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０４０号
名古屋市北区城東町４丁目89番地
債務者　成元良江こと　成　仁淑
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３０８号
愛知県春日井市出川町３丁目10番地２　サニーガーデンB101号
債務者　山田　幸子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４０２号
愛知県小牧市大字岩崎1500番地　県住１街区２号棟108号
債務者　古賀Ｓエンジニアリングこと　古賀　正信
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９９号
兵庫県姫路市苫編南１丁目131番地　メゾンボヌール101
債務者　藤本　久司
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３１５号
兵庫県姫路市南新在家17番20号　愛和ハイツ201
債務者　中村　友美
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３２６号
兵庫県姫路市網干区田井292番地12
債務者　上田　勉工
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２８号
宮崎県日南市上平野町２丁目６番地５
債務者　福田　浩子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第３１号
宮崎県日南市南郷町中村乙4101番地１
債務者　一政　克己
1　決定年月日時　平成21年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第１４３号
北海道苫小牧市春日町３丁目３番８号　エルデ102号
債務者　柏木智香子（旧姓木谷）
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部